

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第83号
事故等種類	衝突
発生日時	平成21年3月11日 10時40分ごろ
発生場所	京浜港東京第2区東雲運河付近 (概位 北緯35°38.3′ 東経139°46.8′)
事故等調査の経過	平成21年4月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第五豊和丸、204トン 134321、株式会社ハマダ、個人所有 B 潜水士船 第2はと丸、5トン未満 232-17001千葉、コハラ工業株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船体右舷側にき裂、き裂部分から浸水
事故等の経過	A船は、平成21年3月11日08時00分ごろ、2人が乗り組み、山砂610トンを積んで千葉県木更津港潮浜岸壁を京浜港東京区の豊洲ふ頭に向け出港した。 船長Aは、東雲運河付近に接近したとき、停留中のクレーン付台船（以下「本件台船」という。）及び警戒船3隻を認め、有明ふ頭側にいる警戒船が白旗を振っているのを認め、その白旗が通過できる水域を示すものと考えて航行した。 船長Aは、有明ふ頭側でも十分通過できると判断していたところ本件台船の約100m手前で、本件台船の作業員が進入できないと手を振っているのに気づき、エンジンを全速力後進にかけたところ、A船の船首が左に振れ、本件台船に係留されていたB船に衝突した。 本件台船は、有明ふ頭北岸沖において海底の障害物を撤去する目的で、潜水士船2隻及び警戒船3隻とともに船団を組んで障害物撤去作業に従事していた。 本件台船上にいた工事現場担当者は、その西方約500mのところの本件台船と有明ふ頭との間の水域（以下「作業水域」という。）に向けて接近してくるA船に気づき、西方の警戒に当たっていた警戒船にA船に対して注意を喚起するよう指示した。 同警戒船は、港長に提出した施行計画書に従い、操舵室の上に赤色の旗を掲げて警戒に当たっていたところ、工事現場担当者からの指示を受け、A船に対して白色の手旗を豊洲ふ頭側に振って注意を喚起し、さらに接近を続けるA船に対して汽笛を鳴らした。 工事現場担当者は、本件台船近くに向かって接近するA船に対して作業

	<p>水域には進入できないと手を振ったが、10時40分ごろA船の船首とB船が衝突するのを目撃した。</p> <p>その結果、A船は、航行に支障がなかったのでそのまま航行し、B船は、き裂部分から浸水して沈没の恐れがあったので、本件台船に揚収された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天候 曇り、風向 北西、風速 約6m/s</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり B なし</p> <p>A なし B なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、白旗を振っている警戒船を認め、その白旗が通航することができる水域を示すものと判断し、本件台船から十分な航過距離をとらずに航行した可能性があると考えられる。</p> <p>警戒船は、赤色の旗を掲げて警戒に当たり、A船に対し、作業水域には進入できないことを知らせるために白旗を振ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、東雲運河付近において、A船が北東進中、B船が本件台船に係留中、本件台船の西側にいた警戒船が作業水域に進入できないことをA船に知らせる際に白旗を振り、また、船長Aがその白旗を通過することができる水域を示すものと判断し、本件台船から十分な航過距離をとらずに航行したため、A船が本件台船上で作業水域には進入できないと手を振っている作業員に気付いて機関を全速力後進にかけたが間に合わず、A船の船首とB船とが衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	